厚生労働大臣

経済産業大臣　殿

環 境 大　臣

　令和　　年　　月　　日付けをもって有害性情報の報告に関する省令第２条の規定により提出した有害性情報報告書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めます。

氏名又は名称及び法人にあっては、

その代表者の氏名

住所

厚生労働大臣

経済産業大臣　殿

環 境 大　臣

　令和　　年　　月　　日付けをもって有害性情報の報告に関する省令第４条の規定により提出した有害性情報報告書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めます。

氏名又は名称及び法人にあっては、

その代表者の氏名

住所